# いじめ重大事態等への対応状況について (市会運営委員会申入れに対する対応状況の中間報告等)

3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書(公表版)」に関わる対応経過について、この間、ご遺族、市会等から様々なご指摘をいただきました。また、3月29日には、「対応過程についての再調査」、「他の自死事案に関する調査」、「市会への報告」、「再発防止に向けた教育委員会と学校現場の整備」の4点について、市会運営委員会から申入れをいただきました。教育委員会としては、これらを厳粛に受け止め真摯に対応してまいります。

#### 【教育行政に対する運営委員会申し入れ】

- 今回のいじめ事案についての学校現場及び教育委員会内部での対応過程に関する 徹底した再調査を行い、かつ、関係法令違反が明らかになった場合には、速やかに 当該教育長及び当該職員に対する処分を行うよう、市長等の責任ある対応を求める。
- いじめによる自死がなかったかどうか、他の自死事案に関する調査も徹底して行うことを求める。
- 今回のいじめ事案に関する議会への報告時期が遅れたことも問題である。1及び 2の調査が終了次第、速やかに市会に報告することを求める。

また、重大な事案が今後発生した場合には速やかに市会に報告することを求める。

○ 全ての児童生徒が安心してのびのびと学校生活を送ることができるような環境を整える責任は、大人たちにある。市長、教育長をはじめとする教育行政に関わる全ての関係者が自らに課せられた責任の重大さを認識し、いじめによる自死が二度と起こることのない教育委員会と学校現場を作り上げることを求める。

#### 1 調査等の取組状況と今後の対応

今後の対応に当たっては、<u>調査等の透明性・客観性を高めるために第三者を入れる</u>こと、いじめによる自死が発生した他自治体の対応や組織体制について研究し効果的な方策について反映することを基本に、スピード感を持って取り組みます。

#### (1)対応過程について弁護士を入れた調査・処分

<u>いじめ問題や人事等の案件に精通した弁護士による対応過程の事実確認</u>を行い、**関係法令等に照らして問題点を明らかにした上で速やかに処分**を検討してまいります。

# (2)他の自死事案に関する「点検チーム」による調査

- ・<u>これまでに実施した基本調査38件全てについて、弁護士による「点検チーム」</u>(神 奈川県弁護士会子どもの権利委員会に所属する弁護士10名で構成)<u>を編成し、調査</u> に着手しました。
- 局内の複数部署からの緊急的な職員応援体制を組み、教育委員会が一丸となって対応しています。
- ・いじめが背景に疑われる場合には、速やかに重大事態調査への移行に向け取り組みます。

こども青少年・教育委員会 令和6年4月17日 教育委員会事務局

# (3) 教育委員会と学校現場の整備

#### 〇当事者意識の強化

### <教育委員会>

- ・全職員が、強く当事者意識を持って再発防止に取り組むよう、教育長から通知するとともに、教育長が直接訓示しました。 局内横断の緊急的な職員体制を組むなど、一丸となった対応や取組を進めてまいります。
- ・ <u>今後、</u>事例に基づく局内職員への研修を実施するとともに、組織の在り方などに ついて検証を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底します。

## <学校>

- ・全校に対して、今回の問題を全教職員が共有し自分事として考えることが必要で あることを通知したほか、全校長に対して、直接、教育長・教育次長より重ねて 指導しました。
- ・<u>今後、全校長を対象に報告書の内容に沿った事例検討を含む研修を実施した上で、</u>校長による全教職員に対する校内研修を実施することで、しっかりと現場の中で 課題を見つめ直しながら、再発防止に向けた取組を徹底します。

#### 〇今後の具体的な対応

・直ちに実行する取組として、<u>基本調査等の段階から、必ず弁護士等の第三者の視</u> 点を入れて調査を進めます。

## 2 再発防止に向けた検討事項

いじめの防止、不登校児童生徒等の支援、重大事態への対処などを体系的に点検・検 討し、総合的な再発防止策を策定していく中で、次の事項についても検討していきます。

- ・いじめ・不登校児童生徒支援等のための学校における教育相談体制の充実
- ・いじめ問題の対応については全国的な課題でもあることから、いじめによる自死が発生した他自治体の取組や組織体制の研究を踏まえた、大都市横浜の教育委員会として、 26万人の子どもたち「一人ひとりを大切に」できる組織体制や仕組みの変革などの抜本的な対策

# 3 今後の市会への報告スケジュール

5月	・対応過程についての調査
	・「点検チーム」による調査(未完了を除く)
	・総合的な再発防止策の検討及び一部着手
6~9月	・対応過程についての調査及び処分
	・「点検チーム」による調査報告 (未完了分)
	・総合的な再発防止に向けた対応策の実施

※ 調査状況に応じ、内容と時期についてはご相談させていただきます。